

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～

令和3年度長崎市人権問題講演会を開催しました!

「隣にいるかも?!セクシュアル・マイノリティの子どもたち」

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して、市民のみなさまに人権への関心を高め、理解と認識を深めていただくため、毎年、人権問題講演会を開催しています。

今回は、トランスジェンダーである自分自身の経験と知識から、LGBTQに対する配慮等について、NPO法人東京レインボープライド共同代表理事である杉山文野さんにご講演いただきました。



講師
すぎやま ふみの
杉山 文野さん

参加者からは、「大変興味深い、奥深いものだった」、「貴重な機会になった」、「今の時代・状況に合う性の多様性の講演会の開催をありがとうございます」等の言葉が寄せられ、とても貴重な時間を会場全体で共有することができました。

※LGBTQ:Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、QueerやQuestioning (クイアやクエスチョニング) の頭文字をとった言葉

あなたのLGBTQへの関心度は?

LGBTQという言葉は聞いたことがある、という方も多いかと思いますが、身近に存在しないと思っていませんか?

令和2年2月に長崎県が実施した「性的少数者に関するアンケート」結果の一部を紹介します。



↑詳しくはこちら

問 「あなたの恋愛や性愛の傾向を教えてください。」

(数字は%)

性的志向	回答者	トランスジェンダー (T)の方	非異性愛者の方	異性愛者の方
異性愛(ヘテロセクシュアル)		24.7	0.0	100.0
同性愛(ゲイ (G)・レズビアン (L))		14.1	34.5	0.0
両性愛/全性愛 (バイセクシュアル (B) /パンセクシュアル)		40.0	34.5	0.0
無性愛(アセクシュアル・エイセクシュアル)		7.1	8.9	0.0
わからない		9.4	16.7	0.0
その他		4.7	5.4	0.0

性的少数者においても性的指向に多様性があることがわかります。



長崎市人権イメージキャラクター
ヒマワリさん

人口の8～10%位は性的少数者と言われていて、左利きの人と同じ位の割合となっているよ。

多様性とはなんだろう？

「あなたも目の前の相手も誰もが同じく持っている大事な権利、それが人権です。」

「人権」は、人種や民族、性別などを超えて全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。そして、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利でもあり、あなたに人権があるように、当然、相手にも人権があります。

「多様性(ダイバーシティ)」という言葉をよく耳にするようになりました。人権を考えるうえで、お互いの様々な違い(多様性)を尊重する、認めあうことが大切です。



多様性ってどんなもの？

性別・年齢・国籍・人種など

他にも家庭や地域、会社、趣味のコミュニティなど、私たちは人とのつながり方の種類も多様です。



経歴・宗教・価値観・嗜好など

私たちの内面や人間性は、出会った人や知識、経験などによって形成され、結果、ひとりの人間の中にいくつもの側面を持つことになります。

多様な人々が対等に関わりあいながら、違いが必ず受け入れられるわけではないということを理解しつつ、お互いの良いところを認めることが重要です。

人権に関する問題は、知らない世界の問題や、少数者だけが抱える問題と思いませんか？ 私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、多様性を認めることが大切です。

隣にいる人も自分とは異なるように、みんな違って当たり前、それが多様性なのです。



現状は・・・？

少数者に対する偏見・差別はいまだにあります。

例えば・・・

- ★性同一性障害と診断されている方が上司へ相談したにも関わらず、職場において更衣室等を使用させてもらえず精神的苦痛を受けている。
- ★新型コロナウイルス感染者や医療関係者、その家族等だということを理由に、学校や職場に行くのを止められたり、自粛するよう言われた。
- ★理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否された。



これらは間違った認識、漠然とした不安・恐怖心などから起きています。



- ・「誰かのこと」ではなく、「自分のこと」として考えてみましょう。
- ・相手を正しく理解し、知り、思いやりと応援の気持ちを持ちましょう。
- ・偏見・差別は人権侵害にあたります。相手を認めることから始めましょう。

★長崎市では様々な人権課題についての取り組みを行っています★

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現をめざし、様々な人権課題について、「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各種施策に取り組んでいます。ここでは、コロナ禍で考えることも多い「感染症患者等に関する取組」についてご紹介します。

- ・感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施
- ・エイズ検査普及週間及び世界エイズデーキャンペーンにおける夜間即日検査や相談の実施
- ・性感染症予防のための学校対象出前講座及び研修会の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権に関する相談窓口(電話相談)の設置



様々な感染症がありますが、感染症患者やご家族などへの差別や偏見をなくすために、正しい知識を持ちましょう！

人権週間キャンペーン
(エイズ予防啓発)

みんなに身近な相談者 ～人権擁護委員さん～

人権擁護委員について、皆さん知っていますか？
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



人権の花運動の成果物掲示の様子

このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

※様々な相談方法があります。
(相談先については、裏面相談窓口一覧参照)

長崎市の人権擁護委員の皆さん(R4.1.1現在50音順 敬称略)

合澤 憲一郎	鮎川 泰輔	大岩 道子
片山 シノブ	加藤 正美	川口 恵美子
栗山 洋子	黒岩 英一	椎木 紀子
杉本 良和	田中 久美子	田中 法斉
種田 和彦	寺井 徳子	中路 秀龍
永田 康文	永間 逸男	奈良崎 光広
納富 重信	福田 誠司	松村 正信
宮地 一重	村川 和彦	

人権擁護委員の皆さんは、人権相談をお聞きするほか、地域の小学校や企業などへ訪問し、人権について正しく理解していただく活動をしています。



窓口の ご紹介

アマランス相談（相談専用電話）095-826-4417

長崎市人権男女共同参画室

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなど。

- 女性相談員一般相談 ※予約優先 毎日 10:00～12:00/13:00～16:00 (12/29～1/3を除く)
- ・水曜日は夜間電話相談も行っています。 水曜日 18:00～20:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 法律相談 ※一般相談後、要予約 金曜日 13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 心の健康相談 ※予約優先 月2回木曜日 13:00～16:00



相談種別	機関名	電話番号	備考（相談できる時間帯・内容等）
人権擁護委員への窓口相談	長崎地方法務局 人権擁護課 (常設人権相談所)	820-5982	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 〒850-8507 長崎市万才町8-16
人権擁護委員への電話相談 ※全国共通ダイヤル	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15 ※通話料無料
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
	外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語
こどもに関すること	こども総合相談 (長崎市子育て支援課)	825-5624 822-8573	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 子育て全般 ※Eメール相談（子育て応援情報サイト「イーカオ」）
	長崎市教育研究所	0120-556-275	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 いじめ、不登校、ひきこもり等 ※通話料無料
高齢者に関すること	虐待相談専用電話 (長崎市高齢者すこやか支援課)	827-6499	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 (夜間・休日は市役所代表TEL:822-8888) 高齢者への虐待
福祉に関する こと	長崎市障害福祉課	829-1141	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 障害のある方のためのサービス等
	障害者虐待防止センター (長崎市障害福祉課)	829-1800	24時間対応 障害のある方への虐待
	長崎中央総合事務所 生活福祉1課、生活福祉2課	829-1144	
	長崎東総合事務所 地域福祉課	894-1247	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 生活保護に関すること
	長崎南総合事務所 地域福祉課	898-7860	
	長崎北総合事務所 地域福祉課	814-3400	
	長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)	828-0028	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 生活費や仕事に関すること
外国人に関する こと	国際法務相談 (長崎市国際課)	842-3783	第2木曜日（8月のみ第1木曜日）14:30～16:30 在留資格・永住・帰化手続き等 ※通訳（英・中・韓）が必要な場合は要予約
	長崎県外国人相談窓口 (長崎県国際交流協会)	820-3377	月～土（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00 出島町2-11、出島交流会館1階 在留資格、仕事、生活などに関する相談。*電話、メール、面談 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 タガログ語含む22言語
感染症等に関する こと	長崎市地域保健課	829-1153	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 HIV（エイズ）等、感染症に関すること
被爆者に関する こと	長崎市原爆被爆対策部 援護課	829-1149	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 被爆者の健康や生活に関すること
その他	市民相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1231	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30 市政相談、一般相談 ※その他の専門相談（法律相談等）は日時 が異なるため市民相談窓口（自治振興課）へお問い合わせください。
	犯罪被害者等支援総合相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1211	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:45～17:30
	消費生活相談専用電話 (長崎市消費者センター)	829-1234	火～日曜日、祝日（年末年始を除く。月曜日が祝日の場合はその翌平日が休み）10:00～17:00 悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談

●機関名・電話番号・相談できる時間帯等は変更になる場合があります。各機関にお問い合わせください。

本人通知制度に登録しませんか？

長崎市では、平成28年10月から住民票の写し等の交付に係る本人通知制度を実施しています。本人通知制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

登録申込受付場所 地域センター（黒崎・池島、長浦事務所を含む）※郵送での申込可

お問い合わせ先 長崎市役所代表あじさいコール TEL 095-822-8888

※登録、通知にかかる手数料はかかりません。

本人通知制度ってどんな制度??

住民票などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に事前登録者にお知らせする制度です。

登録に必要なものは??

- 本人通知制度登録申込書（各地域センターに設置）
- 本人確認書類（運転免許証など）



ヘイトスピーチ 許さない。

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

法務省人権擁護局・
全国人権擁護委員連合会

